

# 生徒指導規程

三原市立久井中学校

## I 目的

この規程は、学校教育目標を達成するためのものです。生徒の健全育成を目的としており、生徒が自主的・自律的に充実し、安全で安心な学校生活を送るという観点から、教職員が組織的に生徒指導を行う上で必要な事項を定めたものです。

## II 学校生活に関すること

### 1 服装・頭髪についての指導

- (1) 服装は、学校で決められたものを着用しているか、定期的に服装・頭髪検査を実施します。
- (2) 違反がある場合は、その場で直させ、その場で直せない違反（頭髪等）は家庭連絡し、期日を定めて直させます。期日までに直さない場合は保護者に再度連絡し、直すまで指導を継続します。

### 2 通学についての指導

- (1) 交通ルールとマナーを守り、安全に留意した通学指導を行います。
- (2) 自転車通学生の違反は、1回目は注意、2回目は1日自転車を預かり、3回目は一週間自転車通学停止とします。

### 3 欠席、遅刻、早退についての指導

- (1) 始業の時点で欠席や遅刻の連絡がない場合は、保護者へ連絡し確認します。
- (2) 3日連続して遅刻、週に3回以上遅刻した場合は、家庭連絡を行います。
- (3) 欠席、遅刻等が改善されない場合は、保護者に来校していただき連携します。
- (4) 授業の遅刻も同様に指導します。1日3回の授業遅刻、週3回以上の授業遅刻がある場合は家庭連絡を行います。改善されない場合は、保護者に来校していただき、連携し指導します。
- (5) 早退する場合は、保護者と連絡をとり確認します。生徒一人で早退した場合は帰宅後、学校へ連絡させます。

### 4 授業についての指導

- (1) 学習規律を全校で統一し、基礎学力の充実を図ります。
- (2) 授業を妨げる行為（私語、暴言、立ち歩き、エスケープ等）があった場合は、指導を行います。改善されない場合は、保護者に来校していただき指導します。また行為の内容によっては、特別な指導を行います。

### 5 持ち物についての指導

- (1) 持ち物については、「学校のきまり」の記載のとおりとします。
- (2) 不要物を持ってきた場合には、学校で預かり保護者へ返却します。不要物の持込が続く場合は、保護者に来校していただき指導します。  
※不必要な物やお金は持って来させないでください。トラブルの原因となります。

### 6 携帯電話等についての指導

携帯電話等情報機器の校内への持込は禁止とします。校内に持ち込んだ場合は学校で預かり、保護者に来校していただき、指導した後、保護者に返却します。

## 7 給食・清掃・HRについての指導

- (1) 役割を明確にし、責任を持って取り組ませます。
- (2) ルール、マナー等の向上を図るよう指導を行います。

## 8 部活動についての指導

- (1) 部活動の時間が守れない場合は指導を行い、場合に応じて部活動を停止します。(1日程度)
- (2) 部室の鍵、ドアの閉め忘れや不要物の持込があった場合は、部室の使用を制限します。
- (3) 部活動に参加する服装は、制服や体操服等、各部で定められた服装とします。

## Ⅲ 校外での生活に関すること

### 1 交通安全についての指導

- (1) 校外での安全を確保するために、交通安全指導や自転車点検を適時行います。安全面で改善を要する生徒には個別の指導を行います。
- (2) 交通事故が発生した場合は、保護者に連絡を取り合い、関係機関と協力し、迅速に対応していきます。

### 2 校外での過ごし方について

「学校のきまり」「休みの生活」に記載された内容を守らせ、健全育成を図ります。改善を要する場合には指導を行います。

## Ⅳ 特別な指導に関すること

### 1 特別な指導を要する問題行動について

次の問題を起こした生徒で、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行います。

- (1) 法令・法規に違反する行為  
飲酒、喫煙、暴力、威圧、強要、器物等破損、窃盗、万引き、性に関するもの、薬物乱用、交通違反、危険物違反所持、その他法令法規に違反する行為
- (2) 本校の「学校のきまり」「休みの生活」等に違反する行為
- (3) 指導に従わないなどの指導無視及び暴言などの行為
- (4) その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

### 2 対応について

保護者に来校していただき、状況の説明及び指導を行います。場合によっては、警察をはじめ関係機関と連携します。また、同じ過ちを繰り返さないように、自分がした問題行動について、しっかりと振り返り、自省させるために一定期間の特別な指導を行います。

※一定期間の特別な指導とは、自らが起こした問題行動を反省し、よりよい学校生活を送り、人間形成を行うためのものです。内容、期間や場所は、事案ごとに生徒指導委員会で協議し、学校長が判断します。

## V その他

保護者の教職員への暴力行為、威圧行為については、警察をはじめ関係機関と連携します。

(附則) この生徒指導規程は、平成29年7月1日から施行します。

令和 6年5月8日 一部改訂